

押印の見直しにかかる書類等の取扱いについて

今回の制度改正において、同意などに伴う押印・署名が不要とされたのは、介護現場の革新、事務負担の軽減に向けた施策の一環ですが、事業者はあらかじめ利用者、家族の承諾を得る必要があります。文書への押印・署名が禁止されるわけではないので、利用者や家族に配慮しながらこれまで通りの運用を続けることも可能ですが、できる限り負担を減らせるよう努めてください。

【関連通知】

- ①「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」
- ②「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布等について（令和2年12月25日厚生労働省）（介護保険最新情報 vol. 900）
- ③『「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について』（令和3年3月16日厚生労働省）（介護保険最新情報 vol. 934）

【関連通知の概要について（参考）】

通知②の概要

- (1) 以下の書類について押印を不要
 - ・ 指定（更新）申請書
 - ・ 誓約書（申請者が法に定める全ての欠格要件に該当しないことを誓約する文書）
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・ 付表
 - ・ 添付書類
- (2) 押印した文書をPDF化し、電子メール等により送付することも可

通知③の概要

電磁的方法について

交付・説明・同意・承諾・締結は、利用者等の事前同意があれば電磁的方法が可能

< 交付方法 >

- ・ ネット経由で利用者（家族等）に送付されたファイル
 - ・ サイト等に掲載した書類を利用者（家族等）に閲覧・ダウンロード保管してもらう
 - ・ CD-ROMなどで配布
- ※電磁的方法への承諾もデジタルデータ保管で可
※利用者（家族等）がダウンロード・印刷など出来るようにすること

<同意方法例>

- ・電子メールでの利用者（家族等）の意思表示

<締結方法>

- ・電子署名が望ましい
- ・「押印についてのQ&A」を参照し、方法を選択

<その他>

- 単位算定関係の文書は、全て押印を不要とする。資料を求める場合も事業者負担を配慮する。
- 参考ガイドライン
 - ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
 - ・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守

通知①の要旨

- 押印でなくとも契約の効力があります。相手方と争いになったら押印してあっても効力はありません（特に認印）。相手の意思を確認した適切な証拠の方が重要となります。
- 本人の同意を得たことを証明するため以下の例が考えられます。
 - ・やりとりした記録・メールの保存（アドレス・本文・日時等）
 - ・本人確認情報（運転免許証など）の保存
 - ・SNS 上のやり取りの保存
 - ・電子署名や電子認証サービスの活用
 - ・複数の手段での記録（PDF にパスワード、携帯電話等）
 - ・第三者に同報(cc)してのメール送信（送信履歴）

【(参考) 通知③の該当箇所】

(9) 文書の取扱いについて

② 電磁的方法について

事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。

イ 電磁的方法による交付は、指定居宅サービス基準第8条第2項から第6項までの規定（下方↓に記載）に準じた方法によること。

ロ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

ハ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望

ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

ニ その他、指定居宅サービス基準第217条第2項において電磁的方法によることができるものとされているものに類するものは、イからハまでに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。

ホ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

③ その他

イ この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとすること。この場合において、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとする。

ロ 単位数の算定に当たって事業者書類の提出を求める場合にあっては、事業者が過度な負担が生じないように配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとする。

○指定居宅サービス基準第8条第2項から第6項までの規定

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・デ

イー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - 一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。